

(第3号様式)

入 札 参 加 資 格 審 査 資 料 (工 事)

(配置予定技術者の資格・施工実績)

商号又は名称：

配置予定技術者の資格

配置予定技術者氏名	
従事予定の役職 (該当する□に印をすること)	☐ 監理技術者 ☐ 主任技術者 ☐ 監理技術者補佐
専任配置の特例 (該当する□に印をすること)	☐ 有 ☐ 無 (☐ 法第 2 6 条第 3 項第 1 号該当 (専任特例 1 号)) (☐ 法第 2 6 条第 3 項第 2 号該当 (専任特例 2 号)) (☐ 建設業法施行令第 2 7 条第 2 項該当 (特例措置))
法令等による資格・免許	
営業所技術者等との兼任 (該当する□に印をすること)	☐ 有 (☐ 法第 2 6 条の 5 該当) ☐ 無
雇 用 状 況	☐ 公告日以前より継続雇用している
現在従事中の工事 (該当する□に印をすること)	☐ 有 ☐ 無 (有の場合は、下記に従事工事件名と従事役職名を記入すること)
従事工事件名	
従 事 役 職 名 (該当する□に印をすること)	☐ 現場代理人 ☐ 主任技術者 ☐ 監理技術者

配置予定技術者の施工実績

(以下は、配置予定技術者の要件として公告文で施工実績が求められている場合のみ記入してください。)

件 名			
発注機関名		請負代金額	
履 行 場 所		従事役職名	
工 期	年 月 ～ 年 月		
工事概要等			

【記載上の注意】

1. 本工事における配置予定技術者が建設業法第26条第3項第1号に規定する監理技術者等に該当する場合は、専任配置の特例の項の「□有」及び「□法第26条第3項第1号該当（専任特例1号）」の両方に印をすること。
2. 本工事における配置予定技術者が建設業法第26条第3項第2号に規定する監理技術者に該当する場合は、専任配置の特例の項の「□有」及び「□法第26条第3項第2号該当（専任特例2号）」の両方に印をすること。この場合、同号の規定により配置を予定する監理技術者補佐についても第3号様式（専任配置の特例の項の印は不要）を作成すること。

3. 本工事における配置予定技術者が建設業法施行令第27条第2項に規定する主任技術者に該当する場合は、専任配置の特例の項の「□有」及び「□建設業法施行令第27条第2項該当（特例措置）」の両方に印をすること。
4. 法令による免許等については、当該資格を証する書類（写し）を添付すること。また、監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の写しを添付すること。
5. 本工事における配置予定技術者が建設業法第26条の5に規定する営業所技術者等に該当する場合は、営業所技術者等との兼任の項の「□有」及び「□法第26条の5該当」の両方に印をすること。
6. 監理技術者資格者証の写し等の継続雇用が確認できる書類を添付すること。ただし、請負予定金額4,500万円（建築一式工事の場合は9,000万円）以上の場合及び監理技術者補佐については、公告日以前に3箇月以上の雇用関係があること。
7. 配置予定技術者を2名申請する場合は、申請する配置予定技術者ごとに第3号様式を作成し、証明書類を添付すること。また、その場合落札者は、落札決定日の翌日（当該日が閉庁日にあたる場合は、翌開庁日）17時までに配置技術者通知書（第6号様式）を契約課に提出すること。ただし、議会の議決に付すべき契約に係る案件及び工期に余裕期間を設定する工事については別に定める期限までに提出すること。
8. 工場製作を含む工事で、工場製作期間と現場据付期間に別々の技術者を配置予定とする場合は、申請する配置予定技術者ごとに第3号様式を作成し、証明書類を添付すること。
9. 入札参加申請時に提出した配置予定技術者の変更は、原則として認めない。
10. 施工実績を証明する書類及び配置予定技術者に関する書類は、入札公告及び松山市建設工事等入札参加者心得などをよく確認し添付すること。
11. 施工実績については、他の会社などで従事していた経験を含む。